

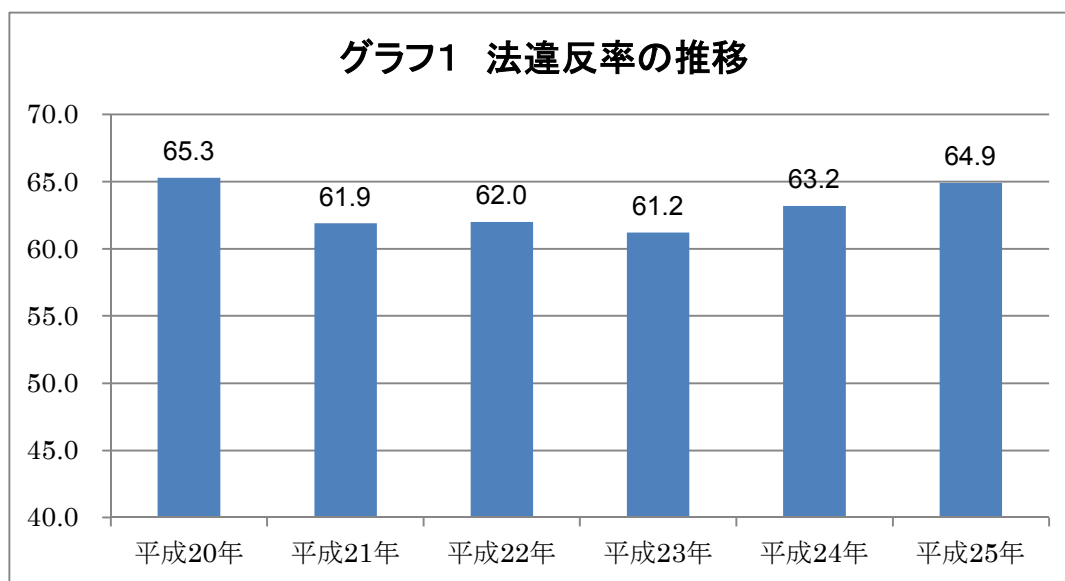
## 労働基準監督署における監督指導の概要 －平成 25 年の定期監督等の結果－

神奈川県労働局（局長 水野 知親）の管下 12 労働基準監督署が平成 25 年に実施した定期監督等の件数は、5,604 件（前年比 723 件減）で、このうち何らかの労働基準関係法令違反が認められ、是正を指導した事業場は 3,639 件（違反率 64.9%、前年比 1.7 ポイント増）であった。（グラフ 1）

労働基準関係法令違反の主な内容は、

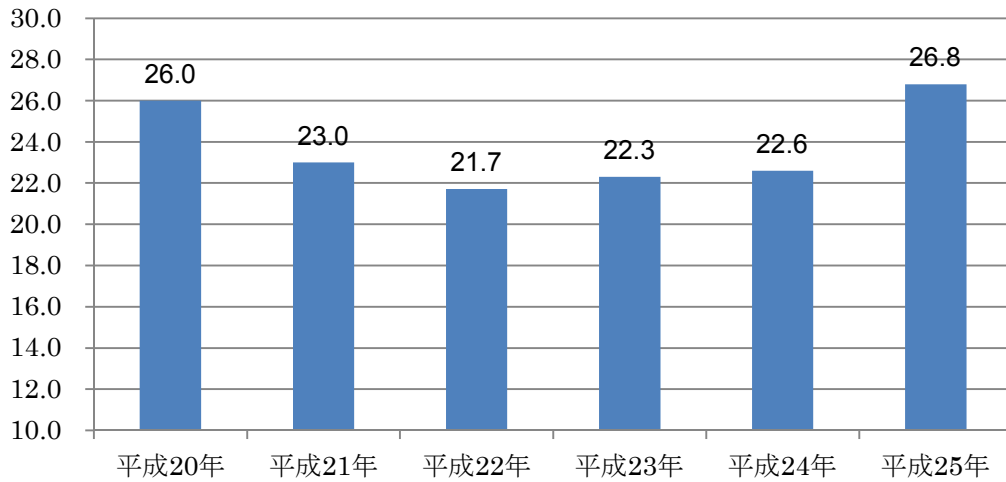
- ① 法定労働時間を超えて労働させていたもの（労働基準法第 32 条 1,500 件 違反率 26.8%）（グラフ 2）
  - ② 割増賃金を支払っていないもの（労働基準法第 37 条 878 件 違反率 15.7%）（グラフ 3）
  - ③ 機械設備に関する安全基準を満たしていないもの（労働安全衛生法第 20 から 25 条のうち安全基準に係わる法令 703 件 違反率 12.5%）（グラフ 4）
- などであった。

神奈川県労働局においては、今後とも、法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止、労働災害の未然防止に向け、経済情勢や労働者の就労形態に対応した監督指導を実施するとともに、重大・悪質な事案については、送検手続を執るなど厳正に対処することとしている。

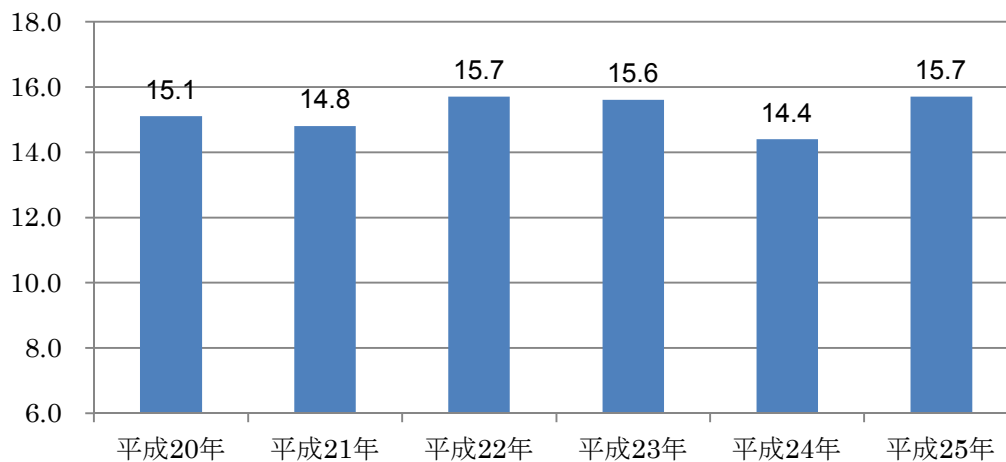


資料出所：神奈川県労働局調べ（以下、同じ）

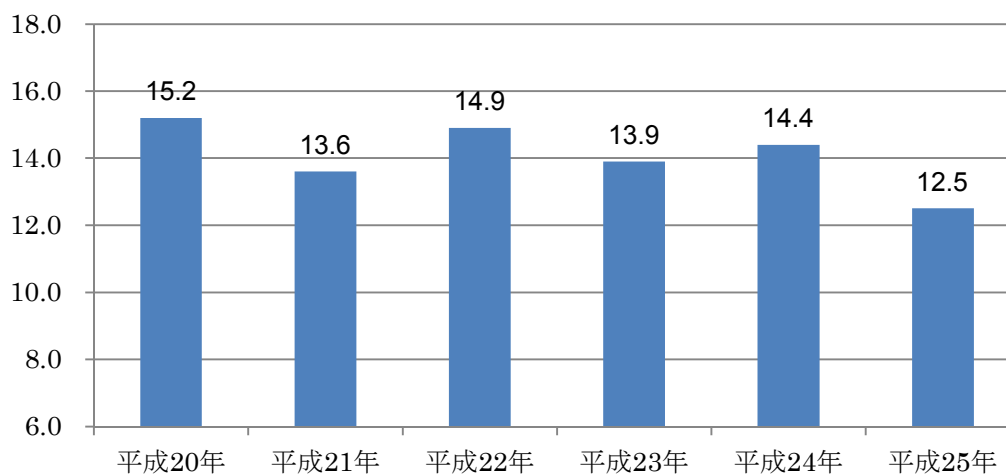
**グラフ2 労働基準法第32条違反に係る法違反率の推移**



**グラフ3 労働基準法第37条違反に係る法違反率の推移**



**グラフ4 労働安全衛生法第20条から25条の安全基準に係る法違反率の推移**



## 定期監督等(注)の実施結果

### 1 労働基準法の主要な違反は労働時間、就業規則、割増賃金 労働基準法の主要な法違反の内容は次のとおり。(表2)

#### (1) 労働時間・割増賃金関係

##### ア 労働基準法第32条(労働時間)に係る違反(グラフ2)

1,500件(違反率26.8%・前年比4.2ポイント増)

##### 【違反事例】

時間外労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。また、協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間を超えて労働させているもの。

##### イ 同法第37条(割増賃金)に係る違反(グラフ3)

878件(違反率15.7%・前年比1.3ポイント増)

##### 【違反事例】

時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金(通常の賃金の2割5分以上)を支払っていないもの。

#### (2) 労働条件明示・就業規則関係

##### ア 労働基準法第15条(労働条件の明示)に係る違反

814件(違反率14.5%・前年比3.5ポイント増)

##### 【違反事例】

労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について書面を交付していないもの。また、交付しているが、法定項目が不足しているもの。

##### イ 同法第89条(就業規則の作成等)に係る違反

676件(違反率12.1%・前年比1.7ポイント増)

##### 【違反事例】

10名以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。

### 2 労働安全衛生法の主要な違反は安全衛生管理体制、安全基準

#### 労働安全衛生法の主要な法違反の内容は次のとおり。(表2)

#### (1) 労働安全衛生法第10～12、14、15、17～19条(安全衛生管理体制)に係る違反

810件(違反率14.5%・前年比0.4ポイント減)

##### 【違反事例】

50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者(衛生管理者等)を選任していないもの。

#### (2) 同法第20～25条(機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準)に係る違反

703件(違反率12.5%・前年比1.9ポイント減)(グラフ4)

##### 【違反事例】

高さが2メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。

### 3 法違反事業場は監督実施事業場の6割以上（表1）

平成25年の定期監督等の実施件数は、5,604件（前年比723件減）で、何らかの労働基準関係法違反が認められ、是正を指導した事業場の割合は64.9%（前年比1.7ポイント増）であった。

定期監督等の業種別の件数・割合は、①建設業1,563件（全業種に対する割合27.9%・前年比3.2ポイント減）、②製造業956件（同17.1%・同1.8ポイント減）、③接客娯楽業514件（同9.2%・同6.6ポイント増）、④商業505件（同9.0%・同6.2ポイント減）、⑤保健衛生業488件（同8.7%・同1.5ポイント減）、⑥運輸交通業388件（同6.9%・同1.0ポイント増）であった。（表1）

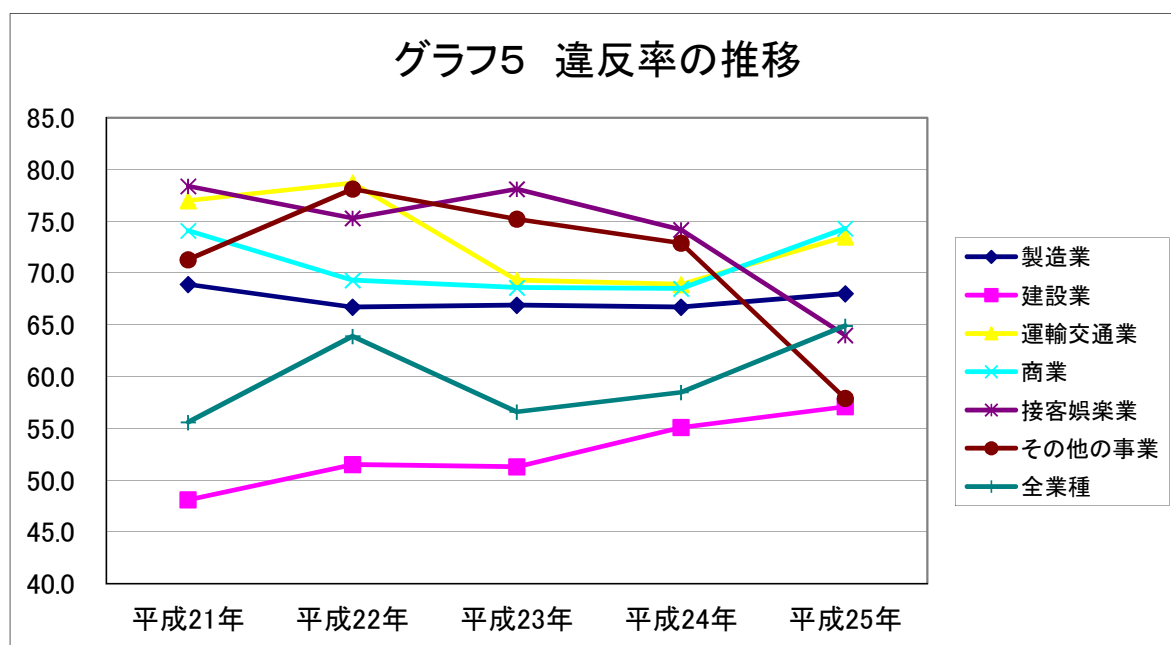
また、業種別（鉱業、畜産・水産業を除く）で労働基準関係法令違反率が高いのは、保健衛生業（77.7%）、商業（74.3%）、運輸交通業（73.5%）、映画・演劇業（73.3%）であった。（グラフ5）

注： 定期監督等とは、過去の監督指導歴、各種の情報、労働災害報告等から対象事業場を選定し、労働基準監督官が事業場に立入る検査のこと。定期監督等においては、事業主に対し法令に定める労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定基準の遵守や労働条件の向上・労働環境の改善のための指導を行っている。

表1 定期監督等の推移

	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率
製造業	990	68.9	1,038	67.0	997	66.9	1,196	66.7	956	68.0
鉱業	2	50.0	1	100.0	1	100.0	2	50.0	5	60.0
建設業	1,577	48.1	1,798	51.6	2,075	51.3	1,971	55.1	1,563	57.1
運輸交通業	252	77.0	263	78.7	274	69.3	376	68.9	388	73.5
貨物取扱業	115	56.5	118	56.8	111	54.1	155	49.0	112	63.4
農林業	4	50.0	7	57.1	11	18.2	8	62.5	4	50.0
畜産・水産業	3	66.7	0	0.0	3	66.7	1	100.0	1	100.0
商業	632	74.1	884	69.5	609	68.6	960	68.5	505	74.3
金融・広告業	66	65.2	81	55.6	62	43.5	62	50.0	69	43.5
映画・演劇業	3	100.0	0	0.0	3	66.7	3	66.7	15	73.3
通信業	13	38.5	13	30.8	17	41.2	31	22.6	36	19.4
教育・研究業	167	58.7	134	56.0	382	66.2	320	68.4	356	65.4
保健衛生業	218	78.4	332	75.3	421	78.1	643	74.2	488	77.7
接客娯楽業	265	71.3	137	78.1	133	75.2	166	72.9	514	64.0
清掃・と畜業	151	72.2	180	50.6	214	68.2	102	64.7	298	67.1
官公署	2	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	2	50.0
その他の事業	489	55.6	313	63.9	417	56.6	330	58.5	292	57.9
合計	4,949	61.9	5,300	62.0	5,731	61.2	6,327	63.2	5,604	64.9

資料出所：神奈川労働局調べ



資料出所：神奈川労働局調べ

表2 定期監督等において指摘した主要な法違反

労働基準法

	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条
	労働条件 明示	賃金支払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳
平成20年	538	125	1,521	69	881	921	255
平成21年	412	104	1,136	52	733	720	227
平成22年	390	143	1,152	52	830	526	276
平成23年	492	157	1,276	34	895	564	270
平成24年	694	228	1,429	72	908	660	428
平成25年	814	222	1,500	57	878	676	422

労働安全衛生法

	10～19条 (14条を除く)	14条	20～25条	20～25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生管 理体制	作業主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事 業者・注文者	定期自主 検査	安全衛生 教育	就業制限	作業環境 測定	健康診断
平成20年	826	203	891	154	235	216	83	77	77	572
平成21年	627	115	671	105	155	167	45	61	52	419
平成22年	685	155	790	139	205	172	56	72	69	528
平成23年	634	153	799	97	230	171	69	60	49	451
平成24年	747	197	910	150	236	179	73	42	70	566
平成25年	630	180	703	152	246	163	44	46	91	602

資料出所：神奈川労働局調べ